

佐野市道路及び公園等LED照明整備維持管理事業に係る
公募型プロポーザル 質問に対する回答

| 番号 | 質問事項 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>募集要項 P9、6（3）②表の枠外に記載されている東京電力が公表している電気料金（令和4年8月3日現在）を使用すること。とありますが、Web サイトで確認したところ、以下のページが検索されます。</p> <p>「https://www.tepco.co.jp/ep/private/plan/chargelist01.html」</p> <p>上記に記載されている金額の抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆街路灯 A 需要家料金 49.5 円、電灯料金 10W まで 90.1 円、20W まで 136.2 円、40W まで 228.4 円、60W まで 320.61 円、100W まで 505.02 円 100W を超える場合 100W までごとに 505.02 円 ・公衆街路灯 B 基本料金 1KVA258.5 円、電力量料金 1KWh20.05 円、最低月額料金 1 契約 224.84 円 <p>となっておりますが、こちらの金額を最新の東京電力の電気料金として採用してよろしいでしょうか。</p> | <p>ご質問に記載されている電気料金を使用してください。</p> |
| 2 | <p>募集要項 P2 に記載されている提案限度額の請求について</p> <p>①と②がありますが、①の調査・設計及び施工監理並びに施工が完了した時点で代金の請求ができるということでしょうか？</p> <p>また、調査・設計に着手するタイミングで前払金の請求はできるのでしょうか？</p> <p>更に、②の維持管理期間が 10 年間に及びますが、維持管理開始後の初頭に代金の請求ができますか。</p> | <p>①調査・設計 (D) 及び施工監理並びに施工 (B) の契約については、契約が完了し、検査に合格したときに契約金額の支払いを請求することができます。</p> <p>また、前払金については、公募型プロポーザル方式による提案書募集の実施 P.5 4（3）及び、募集要項 P.13 11（2）のとおりです。</p> <p>さらに、②維持管理 (M) の契約については、契約期間の各年度末の支払いを予定しています。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | <p>様式第 7 号の「事業実績等一覧」についてですが、弊社複数の ESCO 事業やリース事業にて、調査、設計、維持管理、台帳管理などの役割で実績がございます。</p> <p>しかし、ほとんどの場合が維持管理期間 10 年間を含む契約となっており、事業そのものが完了したとは言えない状況です。この場合は、調査・設計と LED 化の施工が全て完了し、現在は維持管理期間となっており、数なくとも第 1 回目の発注者からの支払いが完了していることで事業実績一覧に記載してもよろしいでしょうか。</p> | <p>ESCO 方式やリース方式などによる照明 LED 化事業等で実績をお持ちの場合は、本事業で担当する役割に相当する業務が完了していれば、契約が完了していなくても、事業実績等一覧表（様式第 7 号）に記載していただいても構いません。</p> <p>（例）本事業で【調査・設計及び照明施設管理用データ構築並びに施工監理役割】を担当する場合、ESCO 方式による照明 LED 化事業の契約は完了していないが、調査・設計に関する業務は完了している場合など</p> |
| 4 | <p>仕様書、1 1 道路照明仕様～1 3 公園照明仕様までにおいて、使用する照明メーカーを特定する必要がありますか。</p> | <p>使用機器メーカーの製造実績、ISO 認証取得状況、納入実績、製品仕様を確認するため、使用機器提案書（様式第 17 号）において、使用機器メーカーの名称を記載してください。</p> |
| 5 | <p>仕様書、調査・設計及び施工監理編の 1 1（1）ウに記載があります「～局所（交差点等）照明設置位置と交差点等の路面形状を考慮し平均照度設計を行った上で適切な器具を選定し、該当する箇所の平均路面照度を、現況平面図等を使用し照度分布図を作成し担当職員の確認を得る。」につきましては、全ての交差点について図上設計を行い、担当職員の承認を得るという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その箇所数は凡そどのくらいを想定すれば宜しいでしょうか。</p> | <p>局所（交差点等）照明設計は、お見込みの通りです。また、その箇所数は、100 箇所前後を想定していますが、正確な数は把握しておりませんので、本事業の現地調査において、調査することになります。</p> |
| 6 | <p>仕様書、調査・設計及び施工監理編の 1 5 で灯具種類、設置場所の条件に応じた施工計画基準を作成し承認を得るとなっていますが、特殊な施工が必要な例えばデザイン灯具や作業車の侵入が出来ない場所などの数は把握されていますか。</p> | <p>特殊な施工が必要な灯具や作業車の進入が困難な場所などは、佐野駅前広場を除き、把握しておりませんので、本事業の現地調査において、調査することになります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 7 | <p>仕様書、施工編 20（4）の CO2 排出量の算出については、佐野市役所地球温暖化対策実行計画に記載されている手法とあります。同計画 P3 の表中から読み取れる換算係数は [0.0004436(t-co2)] と読み取れます。また、同計画 P7 では [0.457 kg-CO2/kWh] と記載があります。一方で最新東京電力発表（2022 年 8 月 5 日）では、『2021 年度の当社の CO₂ 排出係数は、0.452 kg-CO₂/kWh でした。』となっています。</p> <p>本事業の性質上から、この東京電力発表の最新換算係数『0.452 kg-CO₂/kWh』を使用しても宜しいでしょうか。（環境価値等を反映した値）</p> | <p>CO2 排出量を算出する時点において、公表されている最新の排出係数を使用してください。</p> |
| 8 | <p>仕様書、施工編 23（6）オベリスク照明とは、別紙 2 の参照照明記号 F の 2 基でしょうか。この 4 面化粧石は撤去し廃棄処分よろしいですか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| 9 | <p>仕様書、維持管理編 4（4）追加要件の 70 灯は、別紙 1 の表中記載の数量以外と認識すれば宜しいですか。</p> <p>また、これらについても（5）管理プレートに記載があるようにその都度追加で設置するという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |